

窓口での「本人確認」が法律上のルールになりました

開成町では以前から戸籍届出、住民異動届出、証明書交付申請の際、本人確認をしていましたが、戸籍法、住民基本台帳法等の改正により本人確認などが法律上のルールになりました。

証明書を取るとき

窓口に来るかたについて、運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの写真により、確認を行います。

戸籍に関する証明書は戸籍に記載されているかた、またはその配偶者、直系親族のかたが請求するとき、住民票に関する証明書については本人又は同一世帯のかたが請求するとき(以下「本人等」といいます)、証明書を利用する理由の提示は不要です。

代理人または使いのかたが窓口に来られるときは、委任状などの書面により代理権限の確認を行います。本人等以外のかたが請求されるときには、権利行使や義務履行に必要である場合などの理由が必要です。その理由を証明する書類を提

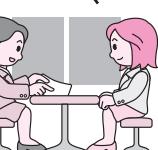
届出をするととき

住民異動届、戸籍届出の養子縁組、協議離縁、婚姻、協議離婚または認知の届出には、「本人確認」を行います。「本人確認」の方法は証明書の交付請求の場合と同様です。

窓口に来られたかたが届け出のご本人であると確認できなかった場合には、縁組等の届出が受理されたことをご本人に通知します。

制裁の強化

偽りの他の不正な手段によって証明書の交付を受けたものは、刑罰が科されます。



3月21日(金)に開催されました。
併検討会の第4回委員会が開催されました。

県西地域の2市8町(小田原市・南足柄市・中井町・大井町・箱根町・真鶴町・湯河原町)で構成する「県西地域合併検討会」の第4回委員会が開催されました。

この日は、企画などの分科会や事務局から、前回の委員会で各委員から出された意見を反映した検討報告書案および報告書概要版について説明があり、原案どおり承認されました。

その後の意見交換では、「県西地域の合併に寄与できるような都市計画区域など土地利用制度の見直しについて、県に対しても要望したい」「より具体的に検討を行う必要があり、各市町における住民説明会の状況を踏まえつつ、市町の枠組みを決めて各論について議論を進める必要がある」などの意見が複数の委員からありました。



県西地域

合併検討会情報

(6)

第4回
委員会を開催

選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表

閲覧できる場合

- 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうか確認するために閲覧する場合
- 公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動・選挙活動を行うために閲覧する場合
- 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合

選挙人名簿抄本の閲覧状況

閲覧年月日	申出者の名称	代表者又は管理人の氏名および主たる事務所の所在地(※閲覧申出者が法人の場合)	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
11月21日	(社)中央調査社	代表者 若林清造 東京都中央区銀座 6-16-12(丸高ビル)	「時事世論調査」 実施のための対象者抽出	吉田島地区 (80件)

在外選挙人名簿抄本の閲覧状況

期間中の在外選挙人名簿抄本の閲覧は、ありませんでした。

特派員レポート

子地域の子どもたちを

非行から守れ!

まちづくり情報特派員
荻野 安夫

警察の業務に関して協力援助するボランティアです。

新聞やテレビのニュース等で子どもが学校帰りに連れ去られ、事件に巻き込まれた、と聞くたびに悲しみと、憤りを感じます。

最近は、開成町でも車上荒らしや空き巣に入られたという話を耳にします。油断をしてはいられません。そこで、町民の皆さんにはあまり知られていないと思いますが、少年たちの非行防止や地域の安全のため、日々、地道な努力をボランティアで続けている少年補導員の遠藤清治さんに活動内容をお聞きしました。

主なパトロール拠点は

開成駅周辺、駅前公園、開成小学校、文命中学校、あじさい公園舞台棟、水辺スポーツ公園等を月に2~3回、5人ぐらいでパトロールをしております。

松田警察署長の委嘱を受け、地域における少年の非行防止または少年の福祉のため、街頭指導や有害環境浄化活動等を行うもので、実

昨年度は、文命中学校の生徒約30人と、少年補導員連絡会が一緒に、あじさいの花柄摘みと剪定作業を実施しました。



少年指導員のみなさん 一番左が遠藤清治さん

問 総合窓口課 84-0315

報告書案が承認されました

この日は、企画などの分科会や事務局から、前回の委員会で各委員から出された意見を反映した検討報告書案および報告書概要版について説明があり、原案どおり承認されました。

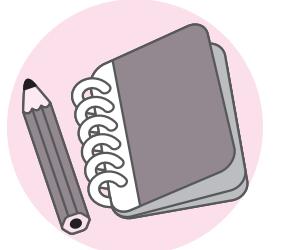
住民説明会を行います

町では、6月ごろに、検討報告書概要版を全世帯に配布します。今後も合併に関する情報は、広報かいせいなどを通じて積極的にお知らせするとともに、住民説明会などを開き、町民の皆さんと合併について議論を深めていきたいと考えています。

県西地域合併検討会における検討報告書は、ホームページをご覧ください。

問 企画政策課 84-0312

HP <http://www.city.odawara.kanagawa.jp/gappei/>



第4回委員会の様子

りました。
また、合併新法(「市町村の合併の特例等に関する法律」)の期限である平成22年3月までに合併することを想定した場合は、「今年の秋口には任意合併協議会を立ち上げ、平成21年度の早い時期に法定合併協議会を設立する必要がある」とのスケジュールが事務局から示されました。